

村上保男 著

『穀物価格政策の構造』

斎藤 仁

一

この本のねらいは、日本の米価政策がいかなる階級の社会経済的利害にもとづいてうち出されたものであるか、ということと、更に、その政策がどのような役割をもつものであつたか、ということとを、経済の発展構造との関連において明らかにしようとするところにある。ところで、こういった、いわば米価政策の社会経済的意義を説明しようとする研究は、これまで出されたかぎりでも、村上氏のいわれるように枚挙にいとまないほどあるといつていい。そこで、村上氏のこの研究の独自性であるが、それは、問題の解明にあたって生産費なるものをかなり

書評 村上保男著『穀物価格政策の構造』

重視している、という点にあるように思われる。つまり、政策が農民のいかなる層に利益をあたえようとしたか、またいかなる層にどれほどの利益をあたえたか、という点を、政策がどのような生産費概念によってそのいわゆる政策価格をつくりだそうとしていたか、また政策価格と現実の農民諸階層の諸生産費との間にはどれほどの量的な差があつたか、という点をおさえることによつてあきらかにしようとしておられるのである。

もっとも、みぎのような方法は、それ自体としては、村上氏の独自性をしめすものとはいえないであらう。というのは、従来の米価政策の研究も、また多かれ少なかれこのような方法をとっているからである。しかし、それにもかかわらず、村上氏の独自性があるように思えるのは、氏のこの研究が、政策によつて用いられた生産費の概念と現実の農民の生産費に対して、従来の諸研究以上に重い位置をあたえ、たचितつた考察をしているということによるのである。そして、この点で、この研究は高く評価されていふように思うし、事実教えられるところも多いのである。

二

ところで、村上氏のねらいは日本の米価政策の構造をあきらかにするところにおかれているのであるが、氏はそのさいに最

初から本題に入らずに、まずイギリスの穀物条例の歴史的な展開の過程をあとづけ(第一章)、さらに古典学派——主としてスミスとリカード——の価値論の批判(第二章)をおこなっている。なぜこのような接近のしかたをしているかといえ、それは次のような考え方が基礎にあるからである。つまり、イギリスの穀物条例についていえば、それは「最も古典的な穀物価格政策の典型であり、その生成と発展そして消滅のなかに穀物価格政策の階級性を明確に認めることができる」(まえがき、二頁)、いいかえれば、日本の米価政策の基本理念は日本だけの特殊なものではなくて、資本主義社会に普遍的なものであり、その普遍的な理念はイギリスの穀物条例の史的展開構造のうち典型的に存在する、という考え方である。もうひとつ、古典学派の価値論を批判するのは、「我國の米生産費調査に使用されている中庸生産費概念は、古典学派の生産費価値論の経営学的側面をうけついでものである」(まえがき、二頁)という考え方が基礎になっているのである。このように、村上氏にあっては、穀物条例と古典学派の価値論とは、それぞれ、日本の米価政策と、その政策がよりどころとした生産費概念のいわば原型をなすものとしてとらえられ、そのいみでとくに章を設けてややたちいった考察がおこなわれているわけである。

しかし、みぎのような考え方はどうであろうか。まず、穀物

条例と古典学派について村上氏のようなうけとり方をするにしても、日本の米価政策を主題とするばあいには、それらを主題とは別に章を設けて議論しない方がよかつたのではないか、むしろ主題の裏側に置いて主題の中におりこんで論じた方がよくはなかつたか、という問題があるであろう。しかし、そのことよりも、むしろ、穀物条例と古典学派の価値論は、日本の米価政策とその基準となつた生産費概念の原型でありうるか、という点で、われわれは疑問をもたざるをえない。そのわれわれの疑問の根拠をかいつまんでのべればつぎのごとくである。

まず、穀物条例からいえば、村上氏の理解は、大体において通説にしたがつておられるように思われる。つまり、名譽革命以後の穀物条例は、重商主義的な財政政策という色彩の強いものから、次第に農業保護的な性格のものに変化していったが、一八一五年二月の条例をもって、あきらかにもつばら地主階級の利益を擁護するものとなり、それについて資本家階級の闘争が自由貿易運動としておこなわれ、四六年の条例の廃止をもって資本家階級の勝利がつけられる、というのである。そして、また、かかる過程は、資本主義の展開が必然的にもたらした過程である、というのである。そこで、はたして、みぎのような過程は、日本の穀物価格政策(米価政策)にとって、原型たりうるか、どうか、ということが問題である。

日本の穀物政策は、村上氏によれば、「地主制が自由に自己の利害を強力に主張しえた短期間明治末期から(大正中期まで)を除けば、……一般には中庸農民保護の側面をもちえた」(まえがき、二頁)とされる。日本の米価政策のこのような規定については、あとにのべるように多くの疑問をさしはさまざるをえないのであるが、しかし、ここでは、さしあたり氏自身の規定にしたがって議論をすずめることとしよう。そうすると、つぎのようなことになる。すなわち、イギリスのばあいには、「自由放任」は、まさに地主階級にたいするブルジョアジーの要求であり、その利益をいみしたのに、日本のばあいには、「自由放任」は地主階級の利益をいみする。またおなじことだが、イギリスの場合に、ブルジョアジーの政策は、穀物価格をできるだけ引下げることとそのねらいがあったのにたいして、日本のばあいには、逆に中庸農民を保護するにたるだけの線に引上げることにあつた。——こうして、日本の米価政策についての氏自身の理解にしたがって考えても、穀物条例のいみするところと米価政策のいみするところは、ちょうど逆の関係にあると見ざるをえないように思うのであるが、どうであろうか。

そもそも日本の資本主義の発展は、村上氏のいわれるように「世界的にみて資本主義の発展が帝国主義段階に進んでいる時期とほぼ一致した。それ故日本資本主義の発展(は)イギリ

スのような先進資本主義の歩んだ典型的なコースとかなりちがったもの」(八三頁)とならざるをえなかつたのであつて、小農保護的な、そのいみで価格引上の穀物価格政策を日本のブルジョアジーがとらざるをえなかつたのは、ここに——つまり、イギリスのように小農民を徹底的に分解させつつ純粋な資本主義社会をつくることができず、また独占段階になつてからはますますそうならざるをえなかつたところに——その一切の根源がある、とわれわれは考へる。いいかえれば、日本のブルジョアジーは、反穀物条例闘争において地主階級に対抗しつつしめされたイギリスのブルジョアジーの純粋な資本の論理を貫徹させることができなかつたのである。こうして、穀物条例をめぐる地主とブルジョアジーとの闘争、その闘争におけるブルジョアジーの勝利は、まさに資本主義の自由主義段階の穀物政策の原型をなすものであつても、帝国主義段階の原型をなすものにはありえない、と考へなければならぬのではなからうか。

つぎに、古典学派の価値論についてのべよう。村上氏は、ミスとリカアドについて、かれらが、究極的な価格規定要因を流通過程ではなく生産過程の内部にもとめながら、しかも、ミスにあつては支配労働価値説と投下労働価値説とのあいだをさまよひ、リカアドにあつては、一応投下労働価値説を貫こうとしながら、かえつて価値と価格との不一致に困惑した、との

べ、これは私経営的な「生産費」概念が、価値の現象形態であり、外的範疇にほかならないことに思いいたらなかつたためである、といわれる。古典学派の価値論についての、およそこのような理解のしかたは、マルクスの『剰余価値学説史』に依拠するものであつて、少なくともマルクス経済学の分野において

通説となつてゐるものといつていい。問題は、村上氏が、日本の米価政策がよつてもつて基準とした生産費概念なるものが、この古典学派の価値論の私経営的な側面——つまり、価値を構成し価値説的に生産費としてとらえる側面——をうけついでのものであり、そのいみで古典学派の価値論は日本の米価政策の生産費概念にとつていわば原型を提供する、と考へておられる点にある。

そもそも、価格政策がみずからの基準とすべき価格をもとめるばあいには、直接にか、間接にか——パリティ価格のばあいは基準時を媒介にするといふいみで間接的であろう——生産費をとりあげざるをえないのではなからうか。そして、その生産費は、「価格の構成要素」を合計することによつてもとめざるをえないのではなからうか——もつとも、そういつても小農の場合には、労賃部分や自給部分をいかに把握するかという問題が重要な問題として残るのであるが、その点は当面の問題ではない——。ところが、村上氏は、日本の米価政策における生産費

調査は「価格の構成要素から価値量を求めようと考へている」(一四〇頁)のだ、といわれ、さらに、それゆゑにこういつた生産費調査は原理的に「古典学派の生産費価値論をうけついでものである」(一四〇頁)とされるのである。

そこで、われわれの疑問は、まず、そもそも価格政策における基準価格の調査なるものは価値量を確定するための調査であろうか、という点にある。われわれは、そうでないと考へる。というのは価値量を具体的におさえるなどということは不可能なことだし、また政策にとつてその必要はまったくないからである。具体的におさえることができるのは、市場価格と個別経営の生産費だけであろう。それは、何も農業、あるいは日本のような小農業だけがそうであるばかりではない。一般にそうなのである。そして、また、政策にとつてもそれでまつたく充分であろう。たしかに、村上氏のいわれるように、生産費なるものは私経営的概念である。しかし、問題は、政策が私経営的概念を用いたということそれ自体にあるのでは決してなく、いいかえれば価値概念を用いなかつたということにあるのではなく——そういうことはそもそもできないし、また必要もないのだから——、政策がよつてもつて基準とした生産費が具体的にいかなる生産費であつたか、という点にあるのである。つまり、ここでの問題にかんするかぎり、政策が古典学派の価値論をそ

の理念としてうけついだとか、うけつがないとかいふことは、議論としてあまり意味のないものだ、と考えられるのである。

ここまでくると、またつぎのような疑問も出てくる。それは、生産費概念はまさに私経営的なものであるとしても、そしてそれが古典学派をなやませたものであるとしても、それは一体「古典学派の私経営学的側面」をいみするものであろうか、ということである。生産費は、むしろ古典学派がとかねばならぬ問題として、またついにときえなかつた問題として、古典学派のまえにおかれたにすぎなかつたのではないか。そうだとすると、それは、何も「古典学派」の専有概念ではないはずである。

日本の米価政策の生産費調査に関連させてあえて「古典学派」をひきあいださざるをえなかつたのは、どういう根拠にもとづいているのであろうか。まさか、村上氏は、日本の米価政策もまた価値と価格との矛盾になやみ、それをときえなかつた、それゆゑ古典学派にたいする批判は日本の米価政策にたいする批判に通じる、と考へておられるわけではないであらう。われわれは、この点でも氏の議論のたてかたについて疑問をもたざるをえないのである。

以上、村上氏が日本の米価政策のいわば原型として穀物条例ならびに古典学派の価値論をとりあげたことについての疑問をのべたのであるが、穀物条例についての氏の分析と古典学派に

ついでに氏の分析は、それぞれ単独にとりあげれば、かなりよくまとまつた分析だといつていい。しかし、そこでも、若干の問題がないわけではない。ただ、ここでは、氏の本論である日本の米価政策の分析にたいして紙数をさききたいので、穀物条例の分析について二、三気のついた点をのべるにとどめることとする。

三

村上氏は、イギリスが穀物の輸出国から輸入国に転じた一七六五年以後一八一五年までの穀物条例を、「重商主義的な財政政策としての性格を失い、新しく農業保護的性格をおびつつその終末に向つていった」(二二頁)といわれる。それはそれで問題がないと思うが、ただこのような転換を「輸入抑制から輸出抑制への……転換」(一三頁第二節標題)としてつかまえられる点には疑問がのこる。たしかに、一七七三年の条例では、輸入が「実質的に自由輸入に近いものをかちえた」(一六頁)し、また「輸出には不便」(一六頁)になつたとみていいであらう。そして、それは、たしかにイギリスが穀物輸入国になつたことの反映であらう。しかし、その半面で、村上氏もいわれるように「一七九一年および一八〇四年の条例に示された輸出禁止価格および実質的な自由輸入価格限度の上昇は、穀物輸入の増大を

現実の背景としてもっていることを考えると、たとえ名目的な関税による実質的な自由輸入を認めたとはいえ、農業保護的性格をもってきた(二〇頁)と考えざるをえない。つまり、ここでは、穀物条例が輸入抑制的な機能をもったという点が重要なのであろう。

一七六五年をさかいにしてイギリスが穀物輸出国から輸入国に転じ、それに応じて条例もその性格を変化させながら、なお自由に放任すれどもっと輸入が増大し、その結果国内の市場価格も低下したのであろうのに、そういう自由なうごきがある程度でも抑止したのである。そして、そのいみでそれは、農業保護的性格をもったのであるが、それはまた他面からいえばブルジョアジの地主階級にたいする妥協をいみするものであつた、と考えなければならぬであらう。この点で一七六五年から一八一五年の条例は、もちろん近代社会の陣痛期にふさわしく、なおその性格に不安定なものがありながら、輸出抑制というよりもむしろ輸入抑制という面でその特徴をとらえた方がいいのではなからうか。これが第一の疑問である。

第二の疑問は、一八一五年の条例とその廃止をめぐる闘争についての理解に関連する。村上氏の理解は、つぎのような構造になっているようである。すなわち、一五年の条例はますます農業保護的性格を強め、地主階級の利益に奉仕した。ここで、

それにたいする反対勢力も強くなっていった。この反対勢力にとって好条件となつたのは、ヨーロッパ諸国およびアメリカの穀物価格が低廉で、輸送費も低く、イギリスの国内穀物価格に優に匹敵し、あるいはそれを下廻るほどであり、そのためこれらの国からの輸入を増大させることができたことである。——およそこういう論理構造は、卒然とうけとれば別に問題はないようであるが、しかし、この時期におけるイギリスとヨーロッパ諸国、アメリカとの関係を充分念頭にいられていわれていることか、どうか、という点で疑問が残るのである。つまり、ヨーロッパ及びアメリカからの穀物の輸入価格は、単純に安かつたというよりも、むしろ、この時期にはイギリスの工業生産物がそれらの後進地方にたいする輸出力を確保し、その結果として、それらの国からの穀物輸出がおこなわれる、という関係ができていたわけで、それらの国々の穀物価格はいわば比較生産費説的に安かつたのだ、と考えなければならぬであらう。

ここでは、産業革命の結果イギリスが「世界の工場」となり、他の諸国がいわば「イギリスの農場」たらしめられた点、そして、そういう関係によってイギリスが自らの資本主義を確立しえた点が重要なのである。そのような関係を、たんに、ヨーロッパ諸国やアメリカのような穀物を低価格でイギリスに輸出し

うる国がこの時期にあつたので、穀物条例の廃止が促進されたという風にとつてしまうと、議論がやや平板に流れてしまうことになるのではなからうか。つまり、氏のようにいつてしまうと、資本主義の典型的な確立のためには、どうしても農産物の自由な輸入が必要であつたという点がぼやけてしまうことになりはしないか、と考えられるのである。

穀物条例の分析についてのもうひとつの疑問は、「自由貿易運動の勝利は、イギリス資本主義の躍進をもたらすことによつて、一八七八年に始まる恐慌につらなるものであつた。そして、この時期は……イギリス農業がいわゆる一九世紀農業恐慌におそれ始めた時期であつた。それ故穀物条例の廃止は、この一九世紀農業恐慌の法制的準備期であり、それに連なるものでもあつた。」(五四頁)とする氏の理解にかかわる疑問である。ここで、氏が一九世紀末の大恐慌と農業恐慌とをどのように関連させてとらえておられるのか、はつきりしないのであるが、いずれにせよ、穀物条例の廃止が大恐慌を準備し、農業恐慌を準備したと考えておられることはたしかであらう。しかし、そういう考え方は、あまりにも論理を短絡させた考え方ではなからうか。

一九世紀末の大恐慌については、後進国ドイツの重工業国としての抬頭を考慮にいれて考えなければ、うまくとけないので

はなからうか。むしろ、イギリスを中心とする自由主義的な資本主義の展開が行きづまりをみせ、資本主義が独占段階に移行しつつあつた時期であつたからこそ、恐慌が慢性恐慌の様相をしめたのだ、ととらえなければならぬのではないか。農業恐慌も、まさにその一環として、発現したにすぎない。そして、新大陸からの穀物流入は、その農業恐慌をより深刻化したのであらう。ところがその新大陸なり、ロシアなり、インドなりからの穀物流入も、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国の資本輸出なり、移民の増大なりとの関連なしには考えることができないであらう。そして、それはまたそれで、資本主義が独占段階に移行しつつあつたことをしめすものである、と考えられるのである。つまり、「イギリス資本主義の躍進」が、そして穀物の自由輸入という「法制」が、そのままただちに大恐慌をもたらし、農業恐慌をもたらしたのではない。そのいみで、一九世紀末の農業恐慌を穀物条例の廃止にまっすぐに連続させるややかたは、もちろんまったく誤りではないにしても、いささか無理なややかたではないか、と思われるのである。

四

本論である第三章の日本の「米価政策の構造」の分析に入らう。村上氏は、まず石渡貞雄氏の『農産物価格論』の時代区分

にしたがって時代区分をされる。第一が、原始的蓄積期であり、明治の初年から二〇年ごろまでがそれにあたるとされる。第二が、産業資本主義期であり、明治二〇年代から第一次大戦の時期をふくむ。第三が、それ以後の独占資本主義期であるが、これは第二次大戦をさかいにして、ふたつの節にわけて考察される。ここでひとつ気になるのは、明治二〇年代から大正中期までが、産業資本主義期として一括されていることである。これは、やはり、資本主義が比較的自由主義的なかたちで確立し、発展を始めた二〇年代・三〇年代と、独占資本主義への過渡期的様相をしめす四〇年代以降とにわけて考察した方がよかつたのではなからうか。この点は、またあとで、米価政策に即して疑問を提示したい。

さて、最初に「原始的蓄積期」(第一節)についてであるが、村上氏は、この時期におこなわれた政府による米穀買上げと、やはり政府による輸出という政策を、「地租確保という至上命令に従属したものであり、本来の農業政策、農産物価格政策であるよりは財政政策の一部でしかなかった」(一〇二頁)というように総括される。しかし、氏の行論のなかからよみとれることは、この時期の米穀政策がたんに地租確保のために買米をおこなって米価をある一定限度に引上げたということだけではない。政府の買米制度は、ある時には私下を通じて「人民保護」

的機能をもはたしているし、また、より重要なこととしては官営輸出というかたちで政府に正金をえさせているのである。これら地租確保以外のいみを、氏はなぜ総括規定からおとされたのであろうか。それから、もうひとつ、この時期の米穀政策は、政府による買米というかたちを通じて、客観的には、農民をより深く商品経済にまきこみ、その分解を促進するといういみをもった、ということにもっと注意が払われてもよかつたのではないか。村上氏の規定では、原蓄過程の政策の消極的側面だけが強く出すぎているように思われる。そういう消極面とともに、客観的には資本主義の急速な確立の、こになるという積極的ないみをもった面を、具体的にとりあげてほしかったと思うのである。

つぎに、第二の「産業資本主義期」(第二節)であるが、ここの氏の総括的な結論はつぎのようにあたえられている。——「地主と産業資本階級との間に行われた産業資本主義期の米価をめぐる対立は、地主階級の一応の勝利に終った。その結果米価騰貴が人民保護を著しく阻害しないかぎり放置され、自由な価格形成が地主階級に齊した増大せる地代確保の為に小作農民の収奪が強化された」(一二二頁)。このようなこの時期の米価政策の性格規定にたいして、われわれはいくつかの疑問を呈せざるをえない。

第一の疑問は、まゑにものべたことだが、この時期の米価政策を、一貫して自由放任の性格をもつものであった、と規定してしまつていいであらうか、という疑問である。二〇年代・三〇年代は、たしかにそういつていいであらう。しかし、われわれは、やはり、明治四三年の関稅定率の改正を、米価政策の農業保護政策への轉換をしめすあきらかな徴表としていみづけた。村上氏もまた、この点で一応おなじような理解をしめされるのである。氏は、四三年の関稅定率法の改正にふれて、「この改正によつて輸入關稅は従來の一〇〇斤当り六四錢から一円に引上げられ農業保護的色彩を持った」(二〇三頁)といわれる。ところが、氏は、大正期に入つての外地からの移入米關稅の撤廃を重視する。そして、それは「一応農業保護論調に敗北し退却しなければならなかつた」ブルジョアジーの低米価への積極的な要求が消えさることなく發展した結果である、といわれるのである。

ここで、氏がよつてもつてこの時期の米価政策の基調とされる「自由放任」が、地主階級の勝利をいみするかと思えば、また別なところではブルジョアジーの勝利をいみしている、という論理の不一致に気がつく。しかし、その点はつぎにのべることとして、ともかくも、ここで氏が、四三年の関稅定率法の改正にみられる農業保護的色彩を一応みとめながら、それをい

ば偶然的なものであり、實質的ないみのないものであるとしてしまつておられることはあきらかである。それでは、氏は、四三年の改正以後この時期を通じてずっと、国内米価の騰落に応じて關稅率の操作による輸入米調節がおこなわれたという事実をどうみておられるのであらうか。また、大正三年の「米価調節ニ關スル法律案」の策定や四年の米穀買上げ措置やおなじく四年の米価調節調査会の設置をどう解釈されるのであらうか。これらの事實にかんして、氏はまったく言及されておられないのであるが、それは、これらの事實が、植民地移入米の自由化という事實のまゑには、無視してよい事實であつた、と考えておられるからであらうか、それならそうで、われわれは、そのことの証明がほしいと思ふのである。

それはさておき、われわれは、むしろ、四三年の関稅定率法の改正の時期を劃期として、米価政策は、「自由放任」から農業保護へと、その性格を轉換させたといつていいのではないか、と考へるのである。もちろん、植民地移入米について關稅障壁を撤廢するという措置はあつた。しかし、それはブルジョアジーの低米価への積極的な要求が勝ちをしめた結果である、というよりは——もちろん障壁を設けたばあいにくらべて米価を低める作用はもつけれども——、むしろ農業国たる植民地を統治するための政治的必要からうちだされた措置であるともみるべき

ではなからうか。

つぎの疑問は、「自由放任」がブルジョア階級にたいする地主階級の勝利をいみし、その利益に奉仕するものであった、という理解についての疑問である。さきにもたように、村上氏には、他方で自由放任をブルジョア階級の地主階級にたいする勝利とする理解がある。そういう理解がありながら、しかし結論としては、逆に地主階級の勝利を強調されるのである。そして、その間の論理の展開は、つぎのようになされているようである。

すなわち、まず四三年以後の関税による米価政策は、八木芳之助氏（『米価及米価統制問題』）のいうように、その内地米価の引上げにたいする効果は「寥々たるもの」にすぎず、したがって、実質において「放任」にひとしかった。そして、事実上、この時代の米価は、農業生産力の発展テンポの相対的なおくれと需要の増大の故に「放任」しておいても一貫して騰貴する傾向をもち、その結果地代が価値額として増騰した。「四三年の関稅定率法改正に當つて地主階級が輸入關稅率を引上げたのも、このような經濟的有利性を根拠としている」（一一一頁）。つまり、この時代の米価は地主階級にとつて有利だったら、その有利性をますます強固なものにするために輸入關稅率を引上げたのである。ところが、この輸入關稅率の引上げも、実質において「放任」にひとしかった。「それ故『米価放任』は地主擁護の

色彩が強い政策であつた」（一一一頁）ということになる。

以上、われわれの村度をくわえながら、氏の論理をたどつてみたのであるが、この時期の米価政策が実質において「放任」政策であつたという理解についての疑問はさきにのべたとおりである。ここではしばらく氏のいわれるところに従つておくとしても、次のような疑問がどうしても出てくるのである。それは、「放任」しておいても騰貴する米価を、なぜさらに引上げようとしたのであるか、という疑問である。この疑問にたいして、それはさらに引上げても実質においては「放任」と変らなかつたからだ、といつてすますわけにはいかないであらう。そもそも、すでにほぼ明治三〇年ごろをさかいとして、穀物の輸入圍になつていた当時の日本において、「放任」政策がとられるとすれば、それは地主階級の利害をではなくて、ブルジョア階級の利害を代表するものとなるはずである。そういう「放任」の方向を、ある程度でも阻止することこそが、地主階級の利益を擁護することになるのではないか。実さい村上氏も、一応はそういうかたちでつかまえておられるのであるが、しかし、途中までくると、「放任」は地主階級の利益を擁護するものであり、地主階級のブルジョア階級にたいする勝利をいみするものだったということになつてしまふのである。

みぎのような論理の矛盾を調和しようとすれば、「放任」政策

よつてブルジョア階級も地主階級もともに利益をえた、とでもいわなければならぬが、氏の考えかたは、そういう考えかたなのであるうか。それとも、氏は、第二次大戦中や終戦直後の時期のように何らか積極的に米価を引下げ政策がとられぬいかぎり、ブルジョア階級の地主階級にたいする勝利という関係は生れない、と考へておられるのであらうか。いずれにせよ、われわれにはきわめて理解しがたいのである。穀物輸入国が「放任」政策をとつて、しかもそれによつて国内価格が下らなかつたとすれば、その時は、せいぜい、そのブルジョア階級の政策は地主の利益を積極的に損うことがなかつた、といふにすぎないであらう。それを、積極的に地主階級の勝利に帰するのは、何といつても無理なやりかたではなからうか。

ところで、われわれは、さきにも述べたように、この時期の米価政策を一貫して「放任」政策であつたと規定することはできないと考へる。明治四三年以来の輸入米にたいする関税政策とそのほかさきにあげたようないくつかの施策を重視し、それを農業保護政策への転換をしめすものとみるのである。それでは、こゝういつた転換をもたらした要因は何であつたか、ということになるであらうが、それは明治四一年から大正五年にかけての農業恐慌である。村上氏のかかげておられるデータ(四三表)では、この時期の米価は一貫して騰貴をつづけているようにあ

らわれているが、しかし、それは氏のデータが五年ずつ一まとめにして平均した数値をとつているからで、一年ずつといへば、明治四一年の米価のかかりの下落と、その後この下落した米価が、一時回復をしめしながらも、およそ大正五年まで低迷状態をつづけるということがあきらかになるであらう。そして、こゝういつた農業の恐慌状態こそが、多くの論議をまきおこし、政府をして保護関税政策をはじめとするいくつかの保護措置をとらしめた要因である、ということとは、当時の資料をかえりみれば、ただちにあきらかになることである。ところが、氏は、これらの諸点についてまったく注意をあらわれないのである。

しかし、はたして、それならば、米価低落にたいする措置としてとられた四〇年代以後の政策は、地主階級の利益を擁護するものだったといえるであらうか。もちろん、米価の低落防止ないし引上げは、地代所得を維持し、あるいは引上げることによつて役立つであらう。そのかぎりでは、四〇年代以後の政策は地主階級の利益に奉仕したといつていいのであるが、しかし、それだからといつて、これをただちに地主による地主のための政策だとしてしまふわけにはいかないであらう。といふのは、すでに二〇年代、三〇年代を通じて(日露戦争当時の高率関税は別として)、米価政策はまさに文字通り「放任」政策たる性格をか

くとくしていたのであり、そのいみでブルジョア階級の地主階級にたいする勝利は、日本の資本主義の確立とともに決定的になつていたからである。比喩的にいえば、日本の「穀物条例」はすでに廃止されていたわけである。したがって、四〇年代以後の保護政策は、不徹底なものであつたにせよ、基本的に、ブルジョア階級による小農保護政策としての性格をもたざるをえないであらう。たとい、その利益が多く地主に帰属したとしても、それはいわば随伴現象であつて、基本的な性格は、小農保護的なものと規定せざるをえないであらう。それは、当時の社会不安と関係しているのである。

そして、ここまでくると、四〇年代をさかいとする米価政策の転換は、つぎの独占資本主義期の米価政策につらなるものだという理解が、自然に出てくるのである。そして、またそういう理解は、この四〇年代が、さきにもおいたように、たんなる「産業資本主義期」ではなくて、独占資本主義への過渡期であつたという理解とむすびつくとときに、ますます整合的に事態を説明しうるものとなるであらう。この時期の農業恐慌は、日本ではじめての農業恐慌であるが、それもみぎのような経済構造の変化との関連においてとられなければならない現象であるうし、植民地米の移入関税の徹底にしてもそうである、と考へられるのである。

五

つぎに、第二次大戦までの独占資本主義期の分析（第三節）にすすもう。村上氏は、ここで、この時期の米価政策が「中庸農家」の生産費を基準としておこなわれたという事実を注目し、具体的に、そのさいに用いられた生産費概念の内容と生産費調査を分析され、その分析を通して、そこからこの時期の政策の性格をさぐるうとされる。この節の、こういった分析は、氏がこの本の中でもっとも力をそそがれたところであるように思われる。そして、それだけに、われわれとしては教えられるところが多い。しかし、ここでも、いろいろ疑問の点がある。それらの疑問の中、生産費調査がよりどころとした生産費概念が古典学派的私経営学的側面をうけついでものだという氏の理解にたいする疑問についてはすでにのべたので、またここではくりかえさないこととする。

さて、村上氏は、生産費調査は、いわゆる「中庸農家」つまり反当収量中位、経営中位の農家の生産費を調査し、それを基準として政策をたてようとするものだが、この「中庸農家」の生産費は「原理でいう正しい生産費」（二三四頁）ではない、といわれる。そして、「中庸農家」の生産費と「原理でいう正しい生産費」とのちがいを、克明にとかれるのであるが、いろいろ

のちがいのの中で、氏がもつとも基本的なちがいとされるのは、「中庸農家」の生産費が、反当収量中位、経営中位の農家の生産費であるのたいして、「原理でいう正しい生産費」は、限界経営の個別生産費である、という点である。

問題は、この限界経営の個別生産費なるものが、氏のばあい、反当収量最劣位、経営最劣位経営の個別生産費をいみしておられるように思われる点にある。ここで「ように思われる」というのは、氏がかならずもこういう表現をとっておられないからである。しかし、もしも、氏のいわれる限界経営なるものが、反当収量最劣位という点だけで、いわゆる「中庸農家」とちがうのだとすれば、いいかえれば経営の点では両者ともに中庸であつていいとすれば、両者の個別生産費の差は地代の差に帰着するはずであり、したがつて、地代をも合算して「中庸農家」の生産費を計算すれば、両者の生産費は完全に一致することとなる。これでは、生産費調査の生産費と「原理でいう正しい生産費」とのあいだに基本的なちがいがあるというわけにはいかないであらう。氏のいわれる限界経営なるものは、たんに最劣等地の経営といういみで限界をなすのではなくて、同時に経営資本の面でも最劣等の経営であるといういみで限界をなす、と解してよさそうである。

ところで、「原理」はたして氏のいわれるようないみで限界

経営を考えているのであらうか。そうではないであらう。リカアドにしてもマルクスにしても、各土地片の上に投下される経営資本はすべて等量等質として、その上で地代論を展開しているのではなからうか。そこでは、「経営資本」の差は捨象されているのである。もつとも、そのことを、積極的に表現すれば、経営中位の経営だけが想定されているといつてもいいのであるが、ともかくも、こうして、経営資本の差を捨象した上で、限界投資を考え、その個別生産費をもって市場規制の生産費としているのである。このように経営資本の差を捨象するという操作は、地代論を純粹に、というのはそれこそ原理的に考察するために必要な操作であらう。

原理の地代論は、それだつたりし、またそうしなければうまくとけないのであるが、もう一度、われわれとしてはみぎの操作をもとにまきもどしてみることができる。そうすると、土地自然にもとづかない経営資本の競争はいぜんとしてそこに貫徹していることを知るであらう。劣等な経営資本をもつ経営は、限界地においてのみでなく最優等地においても、競争によって排除されざるをえないのである。いわば、その競争の次元において基準となる個別生産費——それは通常のばあい「中庸」の経営の個別生産費に帰着するであらう——が、土地生産物の場合には基準とはならない、つまり市場価値を規制しない、とい

うところに地代論の問題があるのではなからうか。こうして、われわれは、生産費調査の生産費と「原理でいう正しい生産費」とのあいだには、少なくとも抽象的に地代論的に考えるかぎりでは差異がないと考えざるをえないのであるが、どうであろうか。

しかし、それよりも、生産費調査は正しくなくて、原理は正しい、というようなつかまえたはあまりいみがないのではないか。というのは、いうまでもないことであるが、そもそも生産費調査は、経済学の原理を追求してのではないからである。その生産費調査にもとづく米価政策にしてもそうである。

それを原理に照して正しいとか正しくないとかいつてみても、その生産費調査なり価格政策なりを批判したことにはならないであろう。それに、一体、「原理でいう正しい生産費」なるものは、それを氏のようにとらえるにしても、われわれのようにとらえるにしても、具体的な日本なら日本の場で具体的につかまえることができるか、という問題がある。あえて日本といわず資本家経営が支配的におこなわれている国でもいいが、現実の農業の場においては、契約小作料ひとつとってもいろいろな具体的な要因がその高さの決定に参加するし、また現実の反収は経営の大小優劣によっても影響されていることを考えれば、そういう「原理でいう正しい生産費」を現実の調査でもとめるこ

とができないということは、あきらかなことであろう。

ところで、生産費調査の生産費概念が「原理でいう正しい生産費」ではない、といわれるばあい、氏にはもうひとつの根拠が用意されているようである。つまり、「原理でいう正しい生産費」は、限界経営に利潤を保証するものであるが、生産費調査の生産費は、たんに「中庸自作農」以上の層にある程度それを保証するにすぎず、中位の小作農にはそれを保証しない。ここでは、たんに小作農の再生産費、つまり費用価格が保証されるにすぎない。まして、「小作農の限界経営に利潤をふくむ生産価格はおろか費用価格すらも保証しない」(一四八頁)。——およそこういった氏の立論は、「限界経営」というところを「最劣位経営」と読みかえれば、それ自体としてまったく正当な立論である、といつていい。しかし、ここでも、やはり、なにゆえに「原理」を物指しとして、正しいとか正しくないとかいうことをいう必要があるのであろうか、という疑問がでてこざるをえないのである。

さて、このようにして、価格政策がよつて基準とした生産費を問題にするばあい、問題の中心は、その生産費が、そもそもいかなる階層の利益をいかに維持しようとし、あるいはいかに無視したか、という点におかれたければならないであろう。村上氏も、もちろん、このことを問題にする。というより

も、氏がこの本でもっとも力を注いでおられるように思われ、われわれとしても教えられる点が多い。というのは氏がこういった観点で問題を追跡しておられる部分である。ところで、氏は結論として次のようにいわれる。「米穀法および米穀統制法下の米価(は)、地主には不当な利益を、中庸自作農には相対的に安定した若干の余剰を、中庸小作農には『損得なし』のギリギリの再生産費を保証しようとしたものであった」(一八〇頁)と。このばあい中庸以下の小作農には、ギリギリの再生産費すら保証しなかった、という点についても言及しておられることは、さきにもたとおりである。みぎの結論は、それ自体としてまったく正当な結論だ、といっているであらう。

ところが、氏は、みぎのような諸階層にあたえる効果の差がうまれたのは「中庸小作農の生産費に小作料を加算しなければならぬ」という生産費方式(一八〇頁)によるものであり、そういう生産費方式はまた「地主制の再生産を可能とする再生産費を政策的に必要とした」(一八〇頁)ということから出てきたものであるといわれるのである。たしかに、価格がいわゆる中庸小作農の個別生産費——ここでは、氏は個別費用価格として観念しておられるようである——で決定されたとしたら、地主は「不当な利益」を得ることはなかったろうし、中庸自作農が若干の余剰をえることもなかったであらう、とも考えられそ

うである。しかし、自作農はさておき、地主小作関係を前提として、もしも価格が、中庸小作農家の個別費用価格で決定されるとしたら、地主小作関係の摩擦はきわめて大きなものにならざるをえないであらう。そして、それこそ小作争議の波をはげしいものにし、中庸小作農の反政府闘争に油をそそぐこととなるであらう。それゆえ、価格をそういう線に引下げることが可能であるためには、地主をおさえきり、小作農をおさえきることのできる強力な政治権力を必要とするのである。ところが、この時期の政治権力は、まだそういう力をもっていなかった。そういう力をもっていなかった段階で農民の闘争を静め、中庸農民を政府の側に引きつけるためにとられた政策である、という点にこそ、この時期の米価政策のいみがあるのではなからうか。

その上、この時期の米価政策は、戦時になるまでは、米価の自由市場を前提にし、政府が流通量を増減することによって自由な市場で形成される価格を調節しようとしたところに、その特徴があるのであって、そこでつくられる価格は、到底中庸小作農の個別費用価格——それは中庸自作農の個別費用価格に一致するであらう——を基準とするものではありえないであらう。

まして、氏のいわれる「限界経営」の個別費用価格を基準とするものでありえないことは明白である。そして、そうであれば、地主が「不当な利益」をえたのは、政策にとつてはいわばやむ

をえないことであつたといわなければならない。

しかし、これまでのべてきたことであきらかなように、その「不当」性は、自由主義的ないみでの不当性だとされてはならないであろう。それは、自由主義的ないみでは、やむをえない害悪であっても、けつして「不当」ではない。それは、ブルジョアジー一般にとつてではなくて、まさに独占段階のブルジョアジーにとつて「不当」なものとなるのであろう。氏はこの時期の米価政策を評価するさいに、スミスの「地主の利害は社会の利害と一致する」という論理を引き合いに出されつつ、独占資本はこの論理をまだ「全面的に否定することができなかった」（一八一頁）といわれるのであるが、こういういいかたは、この時期のブルジョアジーが独占ブルジョアによつて代表されているという事実には、あまり深い注意をほらわれていないことをあらわしているのではないだろうか。

そして、その点は、最後の節（第四節）である第二次大戦後の時期の米価政策にたいする氏の評価をみると、ますますはつきりする。氏はつきのごとくいわれる。「独占資本ははじめて『地主の利害は社会の利害と一致する』というスミスの論理を投げすて、『地主の利害は社会の利害と対立する』というリカアドの論理を自己の食糧政策のプログラムにとりいれることが可能になった」（一八二頁）と。しかし、どうであらうか。「リカ

アドの論理」——それは穀物条例を廃止したブルジョアジーのイデオロギーだといつていいであらう——にあつては、土地所有を資本の論理に包摂し、従属させようとはしたが、地主の土地所有そのものを政策的に抑圧するものではなかったし、ましてそれを政策的に排除するものではなかった。むしろ土地所有の利害にもとづく政策を排除し、さらにすすんで一般に政策そのものをなくしていくところに、「リカアドの論理」の貫徹をみることができるのである。

ところが、農地改革に集中的にあらわれた日本の土地政策は、土地所有そのものに政策的な規制をくわえ、地主の土地所有を自作農の所有に転化させる、というきわめてドラステイックなものであつた。そして、こういったドラステイックな政策によつて地主の「不当な利益」もある程度否定することができたのであつた。その政策は、しかし、「リカアドの論理」からいえば、かえつて「不当」なものである、といわなければならないであろう。むしろ「リカアドの論理」は、独占資本の論理によつて否定されたのである。この点が明確にならないと、「自由を標榜したりカアド時代のイギリス産業資本」にたいして「自由原理をなげすてた日本の独占資本」（二〇三頁）といういいかたをするにしても、農地改革を遂行したという側面では独占資本は「自由原理」に貫かれていたが、米価政策においては「自由原

理」をなげすてた、という二元論におちいらざるをえないのではなからうか。それでは、独占資本による「自由原理」の放棄も、いささかうすでな、あいまいなものになってしまいはしないか、と思われるのである。

氏は、昭和二五年以降、食糧の基本米価が一貫して第二次生産費を上廻り、かくして平均生産費農家の家族報酬は全産業の平均賃銀に匹敵するほどの高さに達している、という事実が目ざれ、その理由として、農業生産力の向上と農村内部の賃銀水準の低さをあげられる。しかし、この点も、そういった経済的な要因とともに、むしろ、政策が、社会の中間層たる農民層にたいする保護水準を戦前にくらべてはるかに高くひきあげざるをえなくなっていること、そして、それほどに資本主義の矛盾がはげしくなっているという点を重視すべきではないだろうか。このばあい、さらに、この戦後の米価政策が、たんに量的な保護水準の上昇にとどまらず、同時に自由市場をほとんど否定するほどの国家の強力な干与をてことするかたちでおこなわれてきたこと、そして、そのような保護政策が、他面では、村上氏が最後の「むすび」の項で問題点として出しておられるように、いわゆる景気政策としてのいみをもたされてきていること——それは、資本主義を全機構的に安定させる中で中間層たる農民層の維持をも考えようとするものである——を考え

あわせれば、なおさらその点を重視しなければならぬということがはっきりするであろう。

ところで、このように、より大きくなった矛盾をカバーするためにより政策水準をたかめるといふありかたは、他方で財政負担をますます大きくするという矛盾を生まざるをえないし、そういう矛盾をおかしても、なお農業の困難が増大するという矛盾も出てくる。こうして、とくに最近の米価政策は、その統制方式、算定方式においてきわめて不安定なものになっているのだ、と考えられるのである。氏の分析では、戦後の米価政策がこのような不安定な動揺をつづけている面の分析が弱くなっているのであるが、それは、戦後の独占資本が一方でリカードの「自由原理をなげすて」つつ、同時に「リカードの論理を自己の……プログラムにとりいれる」というようなあいまいな、いわば二元的なものとしてつかまえられることにもとづくのではなからうか。そして、そのようなつかまえたかたは、農地改革にいたるまでの日本の地主を封建的なものとし、「戦前の政治権力構造は絶対主義的性格を強く保持した」（八四頁）とする理解の当然の帰結であるように思われるのである。

以上、村上氏の基本的な論理にたいしての疑問と若干の意見をのべたのであるが、あるいは、まったくまちがった読みかたをして、見当がいない疑問や意見をのべている点があるかもしれ

書評 村上保男著『穀物価格政策の構造』

れない。もしそういう点があったら、ご有怒とともにご教示を
お願いしたい。